

○厚生労働省令第百三十五号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第七条第一項、第十七条第一項、第一百五十五条及び第百六条、確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第四条第二号、第七条、第二十四条第一項第四号及び第五十四条並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十四条の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二日

厚生労働大臣 田村 憲久

確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第一条 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(給付減額の理由)

第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「受給権者等」という。）の給付（加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。）の額を減額する場合にあつては、第二号、第五号及び第六号に掲げる理由とする。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実
施事業所」という。）において労働協約等が変更され、その変
更に基づき給付の設計の見直し（リスク分担型企業年金でない
確定給付企業年金をリスク分担型企業年金に変更すること（次
号及び第五号並びに第十二条第一号及び第二号において「リス
ク分担型企業年金開始変更」という。））、リスク分担型企業年
金をリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金に変更する
こと（次号及び第六号並びに第十二条第一号及び第二号におい
て「リスク分担型企業年金終了変更」という。）及び次に掲げ
る事由によりリスク分担型企業年金に係る見直しを行うこと（
次号において「リスク分担型企業年金統合等変更」という。）
を含む。）を行う必要があること。

イ 法第七十四条第一項の規定による規約型企業年金（同項に
規定する規約型企業年金をいう。以下同じ。）の統合

ロ 法第七十五条第一項の規定による規約型企業年金の分割

ハ 法第七十八条第一項の規定による実施事業所の増加又は減
少

ニ 法第七十八条の二の規定による実施事業所の減少

ホ 法第七十九条第一項の規定による加入者及び加入者であつ

改正前

(給付減額の理由)

第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「受給権者等」という。）の給付（加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。）の額を減額する場合にあつては、第二号、第五号及び第六号に掲げる理由とする。

一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実
施事業所」という。）において労働協約等が変更され、その変
更に基づき給付の設計の見直し（リスク分担型企業年金でない
確定給付企業年金をリスク分担型企業年金に変更すること（次
号及び第五号において「リスク分担型企業年金開始変更」とい
う。））及びリスク分担型企業年金をリスク分担型企業年金でない
確定給付企業年金に変更すること（次号及び第六号において
「リスク分担型企業年金終了変更」という。）を含む。）を行
う必要があること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

た者（以下「加入者等」という。）に係る給付の支給に関する権利義務の移転

へ 法第七十九条第二項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継

ト 法第八十条第一項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転

チ 法第八十一条第二項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継

リ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第三十七条第一項の規定による資産管理運用機関（法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。以下同じ。）への解約手当金に相当する額の引渡し

又 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定による資産管理運用機関からの資産の移換

ル 中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換

二 実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額すること（リスク分担型企業年金開始変更）

リスク分担型企業年金終了変更又はリスク分担型企業年金統合等変更を行った結果、給付の額が減額されることとなる場合を含む。次号において同じ。）がやむを得ないこと。

三 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合する場合、法第七十九条第二項又は第八十一条第二項の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

四 六 （略）

（規約の変更の承認の申請）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二 実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額すること（リスク分担型企業年金開始変更）

又はリスク分担型企業年金終了変更を行った結果、給付の額が減額されることとなる場合を含む。次号において同じ。）がやむを得ないこと。

三 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金（同項に規定する規約型企業年金をいう。以下同じ。）を他の規約型企業年金と統合する場合、法第七十九条第二項又は第八十一条第二項の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

四 六 （略）

（規約の変更の承認の申請）

第八条 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号（規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又は地方厚生局長等が発行した番号をいう。以下同じ。）並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣（当該規約の変更の承認に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出することによつて行うものとする。

一〇八（略）

九 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。第九十六条の十一において同じ。）の規定により、積立金（法第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、法第八十九条第六項に規定する残余財産。第九十六条の十一において同じ。）を独立行政法人勤労者退職金共済機構に移換することを内容とする規約の変更の承認を申請する場合にあつては、法第八十二条の四第一項に規定する合併等を実施したことを証する書類

十（略）

2（略）

（届出の必要のない規約の軽微な変更）

第十条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 令第二条第一号及び第五号（加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項を除く。）に掲げる事項

二〇六（略）

（基金の給付減額の理由）

第十二条 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生

第八条 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号（規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又は地方厚生局長等が発行した番号をいう。以下同じ。）並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣（当該規約の変更の承認に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出することによつて行うものとする。

一〇八（略）

九 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。第九十六条の十一において同じ。）の規定により、積立金（法第八十三条の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、法第八十九条第六項に規定する残余財産。第九十六条の十一において同じ。）を独立行政法人勤労者退職金共済機構に移換することを内容とする規約の変更の承認を申請する場合にあつては、法第八十二条の四第一項に規定する合併等を実施したことを証する書類

十（略）

2（略）

（届出の必要のない規約の軽微な変更）

第十条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 令第二条第一号及び第五号に掲げる事項

二〇六（略）

（基金の給付減額の理由）

第十二条 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生

労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあっては、第二号並びに第五号第五号及び第六号に掲げる理由とする。

一 実施事業所において労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直し（リスク分担型企業年金開始変更、リスク分担型企業年金終了変更及び次に掲げる事由によりリスク分担型企業年金に係る見直しを行うこと（次号において「リスク分担型企業年金基金合併等変更」という。）を含む。）を行う必要があること。

イ 法第七十六条第一項の規定による基金の合併

ロ 法第七十七条第一項の規定による基金の分割

ハ 第五条第一号ハからヘまでに掲げる事由

ニ 法第八十条第二項の規定による加入者等に係る給付の支給

ホ に関する権利義務の承継

ホ 法第八十一条第一項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転

ヘ 中小企業退職金共済法第十七条第一項の規定による基金への解約手当金に相当する額の引渡し

ト 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定による基金からの資産の移換

チ 中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による基金への解約手当金に相当する額の移換

二 実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額すること（リスク分担型企業年金開始変更、リスク分担型企業年金終了変更又はリスク分担型企業年金基金合併等変更を行った結果、給付の額が減額されることとなる場合を含む。次号において同じ。）がやむを得ないこと。

三 (略)
四 第五条第四号から第六号までに掲げる理由

労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあっては、第五号第二号、第五号及び第六号に掲げる理由とする。

一 第五条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる理由

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 (略)

(新設)

(届出の必要のない基金の規約の軽微な変更)

第十八条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 令第五条第一号及び第二号(加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項を除く。)に掲げる事項

三 (略)

(調整率)

第二十五条の二 調整率は、リスク分担型企業年金を開始する日の属する事業年度以降の事業年度について、次のとおり定められるものとする。

一 (略)

二 毎事業年度の決算及び財政計算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすように改定するものとする。

イ 積立金の額に第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を加えた額(以下この条において「給付財源」という。)が調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額(以下この条において「調整前給付現価相当額」という。)に財政悪化リスク相当額(第四十三条第一項に規定する財政悪化リスク相当額をいう。以下この条において同じ。)を加えた額を上回る場合 給付財源と通常予測給付額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額を加えた額が同額となること。

ロ・ハ (略)

三 (略)

2 リスク分担型企業年金を実施する事業主等が、その実施事業所を減少させる場合であつて当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合(調整前給付現価相当額に対する給付財源の割合をいう。以下同じ。)、調整率又は超過比率(調整前給付現価相

(届出の必要のない基金の規約の軽微な変更)

第十八条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 令第五条第一号及び第二号に掲げる事項

三 (略)

(調整率)

第二十五条の二 調整率は、リスク分担型企業年金を開始する日の属する事業年度以降の事業年度について、次のとおり定められるものとする。

一 (略)

二 毎事業年度の決算及び財政計算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすように改定するものとする。

イ 積立金の額に第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を加えた額(以下この条において「給付財源」という。)が調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額(第四十三条第一項に規定する財政悪化リスク相当額をいう。以下この号において同じ。)を加えた額を上回る場合 給付財源と通常予測給付額の現価に相当する額に財政悪化リスク相当額を加えた額が同額となること。

ロ・ハ (略)

三 (略)

2 リスク分担型企業年金を実施する事業主等が、その実施事業所を減少させる場合であつて当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合(調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額に対する給付財源の割合をいう。以下同じ。)が

当額に対する給付財源から調整前給付現価相当額と財政悪化リスク相当額の二分の一の額とを合算した額を控除した額の比率をいう。以下同じ。)が減少すると見込まれるときには、前項の規定にかかわらず、積立割合、調整率又は超過比率が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる。

(脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付)

第三十二条の二 資産管理運用機関又は基金(以下「資産管理運用機関等」という。)が法第八十一条の二第二項、第八十二条の五第一項又は第九十一条の二十六第二項の規定により脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額の額(リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に应じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)のいずれか高い額とする。

(掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額)

第四十三条 (略)

2 基礎率は、次のとおり定められるものとする。

一 (略)

二 予定死亡率は、加入者等及びその遺族の性別及び年齢に应じた死亡率として厚生労働大臣が定める率(以下「基準死亡率」

減少すると見込まれるときには、前項の規定にかかわらず、積立割合が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる。

(脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付)

第三十二条の二 資産管理運用機関(法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。)又は基金(以下「資産管理運用機関等」という。)が法第八十一条の二第二項、第八十二条の五第一項又は第九十一条の二十六第二項の規定により脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額の額(リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に应じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)のいずれか高い額とする。

(掛金の額の計算に用いる基礎率及び財政悪化リスク相当額)

第四十三条 (略)

2 基礎率は、次のとおり定められるものとする。

一 (略)

二 予定死亡率は、加入者等(加入者及び加入者であつた者をいう。以下同じ。)及びその遺族の性別及び年齢に应じた死亡率

という。)とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。

イ・二 (略)

三・四 (略)

3 (略)

第四十六条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合には、当該各号に定める事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、第一項の計算されることとなる標準掛金額と当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第四十五条第一項の標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば次の各号に掲げる事由による財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができる。

一・二 (略)

三 法第七十九条第二項の規定による他の確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継 当該加入者等を使用し、又は使用することとなった実施事業所の事業主

四 法第八十条第二項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継 当該加入者等を使用し、又は使用することとなった実施事業所の事業主

五 法第八十一条第二項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継 当該加入者等を使用し、又は使用することとなった実施事業所の事業主

として厚生労働大臣が定める率(以下「基準死亡率」という。)とする。ただし、当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき、次の各号に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとすることができる。

イ・二 (略)

三・四 (略)

3 (略)

第四十六条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合には、当該各号に定める事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、第一項の計算されることとなる標準掛金額と当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第四十五条第一項の標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば次の各号に掲げる事由による財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができる。

一・二 (略)

三 法第七十九条第一項の規定による他の確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継 当該加入者等を使用し、又は使用することとなった実施事業所の事業主

(新設)

(新設)

六・七 (略)

(確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法)
第八十七条の二 法第七十五条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合又は法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合における分割された規約型企業年金の資産管理運用機関又は分割により設立された基金(以下この項において「移換先確定給付企業年金」という。)に移換する積立金の額の算定方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一・二 (略)

三 積立割合、調整率又は超過比率が減少しないよう移換先確定給付企業年金に移換する積立金の額を定める方法(リスク分担型企業年金の場合において、分割により積立割合、調整率又は超過比率が減少することが見込まれる場合に限る。)

2 (略)

四・五 (略)

(確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法)
第八十七条の二 法第七十五条第一項の規定により規約型企業年金を分割する場合又は法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合における分割された規約型企業年金の資産管理運用機関又は分割により設立された基金(以下この項において「移換先確定給付企業年金」という。)に移換する積立金の額の算定方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一・二 (略)

三 積立割合が減少しないよう分割時積立金の額を定める方法(リスク分担型企業年金の場合において、分割により積立割合が減少することが見込まれる場合に限る。)

2 (略)

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第 二十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前						
<p>4 2・3 (略) 第十七条 (略)</p> <p>(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)</p> <p>4 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定給付企業年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="901 226 979 389">第五号</th><th data-bbox="901 389 979 741">第一号</th><th data-bbox="901 741 979 1115">第二号</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="746 427 901 741">中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換</td><td data-bbox="746 741 901 1115">中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換</td><td data-bbox="193 741 746 1115">中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換 ヲ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の法(以下「改正前確定給付企業</td></tr></tbody></table>	第五号	第一号	第二号	中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換	中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換	中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換 ヲ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の法(以下「改正前確定給付企業	<p>2・3 (略) 第十七条 (略)</p> <p>(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等)</p> <p>(新設)</p>
第五号	第一号	第二号					
中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換	中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換	中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換 ヲ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の法(以下「改正前確定給付企業					

年金法」という。)第百七条第一項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転	カ) 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第三項の規定による加入員及び加入員であつた者に係る給付(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付(以下「厚生年金代付給付」という。)を除く。)の支給に関する権利義務の承継
---	--

<p>第四十六條 の三第三項</p>	<p>第十二條第 一號</p>	
<p>七 中小企業退職金共済 法第三十一條の四第一 項の規定による資産管 理運用機関等への解約</p>	<p>チ 中小企業退職金共済 法第三十一條の四第一 項の規定による基金へ の解約手当金に相当す る額の移換</p>	
<p>七 中小企業退職金共済 法第三十一條の四第一 項の規定による資産管 理運用機関等への解約</p>	<p>チ 中小企業退職金共済 法第三十一條の四第一 項の規定による基金へ の解約手当金に相当す る額の移換</p>	<p>承継 を有するものとされた 改正前確定給付企業年 金法第百十一條第二項 の規定による加入員及 び加入員であつた者に 係る給付（厚生年金代 行給付を除く。）の支 給に関する権利義務の 承継</p>
	<p>リ 公的年金制度の健全 性及び信頼性の確保の ための厚生年金保険法 等の一部を改正する法 律の施行に伴う厚生労 働省関係省令の整備等 及び経過措置に関する 省令（平成二十六年厚 生労働省令第二十号） 第十七條第四項の規定 により読み替えて適用 する第五條第一号ヲ又 はワに掲げる事由</p>	

手当金に相当する額の
移換 当該移換に關す
る申出に係る共済契約
者であつた事業主

八| 平成二十五年改正法
附則第五條第一項の規
定によりなおその効力
を有するものとされた
改正前確定給付企業年
金法第百十條の二第三
項の規定による加入員
及び加入員であつた者
に係る給付（厚生年金
代行給付を除く。）の
支給に關する權利義務
の承継 当該加入員又
は加入員であつた者を
使用し、又は使用する
こととなつた実施事業
所の事業主

九| 平成二十五年改正法
附則第五條第一項の規
定によりなおその効力
を有するものとされた
改正前確定給付企業年
金法第百十條第二項
の規定による加入員及
び加入員であつた者に
係る給付（厚生年金代
行給付を除く。）の支
給に關する權利義務の

承継 当該加入員又は
加入員であった者を使
用し、又は使用するこ
ととなった実施事業所
の事業主

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行規則第十条及び第十八条の規定は、この省令の施行の日以後に行われる確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十三条の規定による委託に係る契約について適用し、同日前に行われた同条の規定による委託に係る契約については、なお従前の例による。